

佐伯市週休 2 日工事実施要領の運用（土木工事編）※1

※1 土木工事編：「港湾工事・漁港漁場整備工事編」及び「営繕工事編」以外の工事

1 対象工事（実施要領「3 対象工事」関係）

実施要領の「3 対象工事」に記載する特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）は、別紙「週休 2 日工事特記仕様書記載例」によるものとする。

また、実施要領に記載するア～ウの工事は以下のものを想定しているが、各所属の状況に応じ、適宜決定する。

ア 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事

- ・夜間工事など、施工時間に厳しい制約がある工事
- ・出水期における河川区域内工事
- ・出水期までに工事を完成させる必要がある工事
- ・供用開始日が決定している道路工事

イ 緊急を要する工事

- ・災害復旧における応急工事など

※災害の本復旧工事は週休 2 日の対象とする。

- ・河川の埋塞や全面通行止めの解除など、一刻も早い対応が必要な工事

ウ その他発注者が指定する工事

- ・地元条件等により、対象とすることが困難な工事
- ・森林整備工事
- ・標準工期が確保できない工事

2 実施内容（実施要領「5 実施内容」関係、監督員による確認事項等）

（1）計画工程表の提出

ア 工期内に収まっているか確認する。

イ 実施要領に適合しているか確認する。

ウ 計画工程表が、実施状況をフォローアップできるようなものとなっているか確認する。

（2）看板等による表示

ア 工事看板と同様に、一般の方に分かるような表示をするよう指導する。

イ 写真等により、記録を残すよう指導する。

（3）実施報告

ア 受注者から提出された実施報告資料により確認する。

イ 疑義がある場合には、作業日報、出勤簿等により確認する。

(4) 休日の変更

受注者の責によらず行う休日作業の例を以下に示すが、適宜必要と判断されれば認めることとする。

- ア 関連工事等（分離発注した工事、下請工事等）との工程調整の結果、休日作業が必要な場合
- イ 道路使用許可条件や地元要望のため、休日作業が必要な場合
- ウ 天候不良

なお、予定している現場閉所日に作業を行う必要が生じた場合は、以下の期間内で振替後の現場閉所日が確保できれば認めるものとする。

(ア) 現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内

(イ) 現場閉所型完全週休2日制：同一週内（日曜日～土曜日）

(5) 達成の判断

発注者は、受注者から提出された実施報告により、現場閉所、休日の状況を確認し、判断するものとする。

(6) 監督員の対応

ア 変更指示等により、工期変更の必要が生じた場合の取り扱い

(ア) 発注者は、変更予定工期が変更後の工事量に見合う日数となっているか精査した上で、受注者と協議し、合意を得た後、変更計画工程表を提出するよう指導する。

(イ) 提出された変更計画工程表が実施要領に適合しているか確認する。

イ 実施報告により予定している休日の取得が確認できない場合や、受注者から週休2日工事の継続ができない旨の申し出があった場合には、速やかに受発注者間で中止の確認を行う。

ウ 週休2日の取組を行う中で、契約工期（工期の変更が発生する場合は、協議した変更予定工期）内に工事が完成できないことが確認された場合、速やかに受発注者間で協議を行い、対応を決定する。なお、この場合、週休2日は達成できなかったものとする。

附則（平成29年7月3日）

平成29年7月4日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成30年8月8日）

平成30年8月10日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年7月17日）

令和元年7月17日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年4月8日）

令和2年4月8日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年6月29日）

令和2年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和２年８月２１日）

令和２年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年３月２９日）

令和３年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年７月２日）

令和３年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１２月６日）

令和３年１２月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和４年４月１日）

令和４年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年３月１５日）

令和５年３月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年７月１２日）

令和６年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年８月１５日）

令和６年８月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年１０月１１日）

令和６年１０月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年４月１０日）

令和７年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年８月２２日）

令和７年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年４月１０日）

令和８年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年７月２４日）

令和８年８月１日以降に起案する工事に適用する。

別 紙「週休２日工事特記仕様書記載例」

第〇条 週休２日工事 ※港湾工事・漁港漁場整備工事以外

- 1 本工事は、週休２日の対象工事である。
- 2 実施の有無は受発注者の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出に合わせ、「週休２日」の実施の意向を書面により監督員に報告すること。
- 3 実施にあたっては、『佐伯市週休２日工事実施要領（土木工事編）』によること。

佐伯市ホームページ内

(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0036401/index.html>) に掲載している。